⑴　特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成員は、次の条件を満たす者２社の組合せとする。

①　中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における鋼橋上部工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。なお、経常建設共同企業体は、構成員として認めない。

②　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立がなされている者（①の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

③　当該競争参加資格に係る申請の期限の日から認定を行う日までの期間に、中部地方整備局から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚発第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

④　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと

⑤　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑵　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体の構成員は、令和元年12月２日において次の要件を満たすものとする。

①　平成16年度以降に元請けとして、次の㋐から㋓に掲げる要件をすべて満たす鋼橋の製作・架設した工事を施工した実績を有すること。なお、㋐及び㋓の工事は、同一橋梁であること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。（乙型にあっては分担工事の実績に限るものとし、出資比率は問わない））。

㋐　道路橋（Ａ活荷重以上またはＴＬ－20以上）または鉄道橋（モノレール及び新交通システムを除く。）の工事

㋑　下記の１）から３）の形式を満足する鋼橋、または鋼アーチ系橋・鋼トラス橋であること。

	適否		適否
１）桁形式	単純桁	△　連続桁	○

注）△：鋼床版単純箱桁は認める

	適否		適否
２）断面形式	鈑桁	×　箱桁	○
	鈑桁（鋼床版）	×　箱桁（鋼床版）	○

	適否		適否
３）構造形式	桁橋	○　ラーメン橋	○

㋒　最大支間長が110m以上の工事。

㋓　送り出し架設工法であること。

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

②　当該工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

③　当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

⑶　出資比率要件　特定建設工事共同企業体のすべての構成員が、30％以上の出資であるものとする。

⑷　代表者要件　特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であるものとする。

⑸　特定建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体の協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11月１日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」によるものとする。

7　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い

６⑴①の認定（６⑴①の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も４及び５により申請をすることができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、６⑴①の認定を受けていない構成員が６⑴①の認定を受けることが必要である。また、この場合において、当該工事に係る開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了せず、競争に参加できないことがある。なお、この場合において、６⑴①の認定を受けていない構成員が当該工事に係る開札の時までに６⑴①の認定を受けていないときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。

8　資格審査結果の通知

「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。

9　資格の有効期間

特定建設工事共同企業体としての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

10　その他

⑴　特定建設工事共同企業体の名称は、「東海環状津屋川橋鋼上部工事○○・○○特定建設工事共同企業体」とする。

⑵　当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。

招　　請

意見招請に関する公示

次のとおり調達役務の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。

令和元年11月20日

総務省統計局長　佐伯　修司

◎調達機関番号　012　◎所在地番号　13

○第１号

1　調達内容

⑴　品目分類番号　26

⑵　購入等件名及び数量　令和２年国勢調査調査書類入れ（手提げ袋）の製造　一式

2　意見の提出方法

⑴　意見の提出期限　令和元年12月10日午後４時迄（郵送の場合は必着のこと。）

⑵　提出先

〒162－8668 東京都新宿区若松町19－１総務省第二庁舎　総務省統計局総務課支出負担行為係長　平河　電話03－5273－1122　E-mail　g-futankoui@soumu.go.jp

3　仕様書案の交付等

⑴　交付期間　公示日から意見の提出期限まで

⑵　交付場所　政府電子調達（ＧＥＰＳ）システムへアクセスし入手すること。https://www.geps.go.jp

4　仕様書案の説明会

説明会に参加しようとする者は、令和元年11月26日までに２⑵へ説明会参加の旨をメールで連絡すること。

⑴　開催日時　令和元年11月27日午後３時

⑵　開催場所　総務省第二庁舎１階105号室

5　Summary

⑴　Classification of the services to be procured : 26

⑵　Nature and quantity of the services to be purchased : Bags for survey documents for the 2020 Population Census 1 set.

⑶　Time limit for the submission of comments : 4 : 00 PM 10 December 2019

⑷　Contact point for the notice : HIRAKAWA, Contract Unit, General Affairs Division, Statistics Bureau, Ministry of Internal Affairs and Communications, 19－1 Wakamatsu-cho Shinjuku-ku, Tokyo 162－8668 Japan TEL 03－5273－1122.